

令和 8 年ニセコ町告示 6 4 号

ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に対する意見の募集

「ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正について、ニセコ町まちづくり基本条例第 5 4 条の規定に基づき、意見を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 4 日

ニセコ町長 田 中 健 人

記

- 1 改正予定の条例名 ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
(平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日条例第 3 1 号)
- 2 条例 別紙(案)のとおり
- 3 意見募集の内容 一部改正部分に対する意見
- 4 募集の理由 ①町が指定するごみ袋に入れることができずにやむを得ず直接搬入する
ごみ処理手数料について、近年の人件費や物価の高騰により、ごみ処
理にかかる費用が値上がりをしていることから手数料の値上げが必要
となったため条例改正を行う。
- 5 意見募集期間等
 - ① 縦覧の期間等 と き 令和 8 年(2026 年) 8 月 1 7 日(月) から
令和 8 年(2026 年) 8 月 3 0 日(日) まで
ところ ニセコ町役場町民生活課及びニセコ町公式ホームページ
 - ② 意見の受付期間 と き 令和 8 年(2026 年) 8 月 1 7 日(月) から
令和 8 年(2026 年) 8 月 3 0 日(日) まで
ところ ニセコ町役場町民生活課
- 6 提出された意見項目の公表等
と き 令和 8 年(2026 年) 8 月 3 1 日(月) 以降随時
ところ ニセコ町役場町民生活課及びニセコ町公式ホームページ

※本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町町民生活課町民生活係(〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地)
電話: 0136-56-8839 FAX: 0136-44-3500 E メール: choumin@town.niseko.lg.jp
執務時間: 8 時 30 分から 17 時 15 分